

#### [事案 14-1] 解約無効確認請求

- ・平成 14 年 4 月 12 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 7 月 8 日 和解成立

##### < 申立人の主張 >

申立人（契約者）は、妻（当時は離婚前。以下同じ。）に保険契約の解約代理権を授与したこともなく、また印鑑証明書や実印を交付したこともないので、解約申込は無権代理で無効である。

##### < 保険会社側の主張 >

妻は申立人から本件解約申込について代理権を授権されており、有権代理である、また、本件には民法 478 条（債権の準占有者への弁済）が類推適用されるので、解約申込及びこれに基づく弁済は有効であり、保険契約は消滅している。

##### < 裁定の概要 >

妻が保険会社の地区担当者に対し、申立人は了解していると言って、申立人の印鑑証明書を提出、実印を用いて、保険証券紛失届及び解約請求書に署名押印を担当者に代筆させ、かつ、解約返戻金の支払口座に妻名義の口座を記載させて解約返戻金を妻に支払わせたものである。

本件では、委任状はなく、印鑑証明書の交付および実印の所持の事実のみで代理権の存在を認定することはできず、解約申込は無権代理と認めることが相当である。

民法 478 条は、債権者または債権者の債権を行使するべき権限を有する外観のある者即ち債権の準占有者に過失なくして債権を弁済した者を保護するという規定である。しかし、判例ならびに事実関係からして本件に類推適用は認められない。

以上から、裁定審査会は、裁定書により、申立人と保険会社に対し、解約は無効であり、保険契約が有効に存在していることを確認する和解案を示し、当事者双方の合意を得て平成 14 年 8 月、和解契約書の調印をもって円満に解決した。

なお、その後保険会社は妻を相手取り、解約返戻金の返還請求のため裁判所に調停を申し立てた。

##### < 解説 >

本件においては、保険証券の提出がなく（解約請求時に同時に保険証券紛失届をしている）、また委任状の提出もなく、保険会社からの解約返戻金の送金先も契約者本人の口座でないなどの事実関係のもとでは、保険会社は契約者の意思確認に相当の注意義務を尽くしたとは認められない。裁定審査会は再発防止の観点から、保険会社に対し契約者の意思確認についてさらに慎重を期すよう要請した。なお、当時、保険会社は解約請求時に契約者自身の口座がない場合は、契約者の確認印があれば生計を一にする家族名義の口座への送金を認めていたが、本件のように不正に使用されるケースもあり、再発防止の取組みの一環として改善が行なわれ、現在はこの取り扱いは行われていない。